



耐震 で 安心



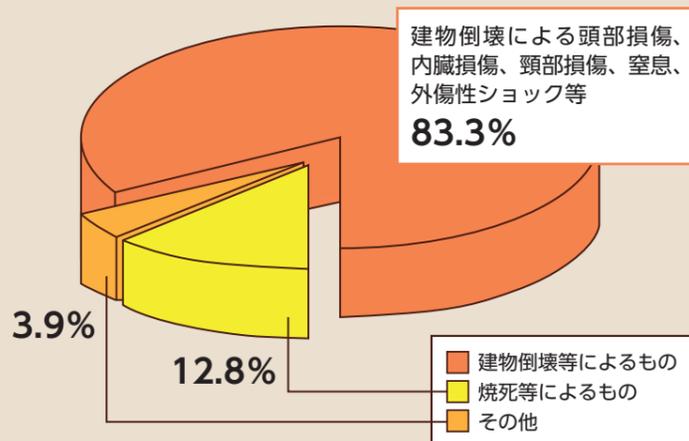
補助制度を活用しよう

地震での死亡要因の一つに建物の倒壊があります。昭和56年6月に改正された建築基準法では、震度6強から7程度でも倒壊が免れる耐震基準が義務付けられましたが、それ以前は震度5強程度までの耐震基準しか定められていません。平成7年に起きた阪神・淡路大震災では多くの建物が倒壊しましたが、昭和56年6月以降に建てられた建物には大きな被害が少なかったことが分かっています。

みなさんの家は倒壊対策ができていますでしょうか。市では木造住宅の耐震に関する補助制度があります。上手に利用して倒壊を防ぎましょう。

☎ 営繕課 ☎ 892-0121

阪神・淡路大震災における犠牲者(神戸市内)の死因



(出典 神戸市内における検死統計 (兵庫県監察医、平成7年))

▶ 木造住宅の耐震補助制度はこちらから



補助制度を利用するとこんなにお得

いずれも毎年度の予算の範囲内での先着順ですのでお早めに申し込みください。

ご注意!

交付決定以前に着手した場合には補助金を交付できません。事前に交付申請の手続きを必ず行ってください。

耐震診断

Check!

補助額

診断費の **11分の10** (上限5万円)

費用の目安(補助事例) 診断費5万5,000円 = 公的負担5万円 + 本人負担5,000円

● 対象建築物(全ての要件に該当)

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅
- 長屋・兼用住宅および共同住宅を含む住宅で、現に居住している、またはこれから居住しようとするもの

● 補助対象者(その他諸条件があります。詳細はHPまたはお問い合わせください)

- 住宅の所有者等(所有者が2人以上の場合は、申請者以外の所有者の同意等が必要)
- 市税(市・府民税、固定資産税および都市計画税)に滞納がない

耐震改修工事



補助額

工事費の **8割** (上限100万円)

耐震シェルター設置にかかる補助額は設置費用の7割(上限40万円)

費用の目安(補助事例) 工事費180万円 = 公的負担100万円 + 本人負担80万円

● 対象建築物(全ての要件に該当)

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅(長屋・共同住宅含む)
- 既に診断されたもので、構造評点の数値が1.0未満
- 現に居住している、またはこれから居住しようとするもの

● 補助対象者(その他諸条件があります。詳細はHPまたはお問い合わせください)

- 住宅の所有者等の属する世帯の直近の市・府民税の課税標準額が507万円未満
- 市税(市・府民税、固定資産税および都市計画税)に滞納がない